

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成19年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成19年11月9日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁本庁舎1階講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）をはり付けたもの）及び受験票（カラー写真をはり付けたもの）を、平成19年9月12日（水）から同年10月5日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成19年10月5日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。
- (2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。